

北海道中学校体育大会関係競技団体会長 様
各地区中学校体育連盟会長 様
各地区中学校体育連盟連絡責任者 様

北海道中学校体育連盟会長 吉本浩志

「生物学的な性」と「自認する性」が異なる生徒の大会参加について

皆様におかれましては、日頃から中学校体育連盟の活動に際し、格別の御配慮をいただき、ありがとうございます。

この度、標題の件について、道内の中学校長から、道中体連事務局あてに問合せがあったところです。

つきましては、このような件に関し、日本中体連からの回答及び文部科学省の通知、IOCの採択を踏まえ、北海道中体連の考え方を整理しましたので、皆様におかれましては、生徒の心情等に配慮した対応となるよう、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 生徒の心情等に配慮し、自認する性別に係る活動への参加を認めることを基本とする。
- (2) ただし、それぞれの競技団体の考え方やガイドライン等があることを踏まえつつ、生徒の心情等に配慮した参加となるよう検討する。

2 当該生徒の大会参加の際の照会ルート

当該生徒在籍中学校 → 地区中体連 → 道中体連 → 当該競技専門委員長 → 当該競技団体(※)
(※)当該競技団体の考えや回答について、それまでの逆のルートで報告し、全体で共有を図る。

3 留意事項

- (1) 「生物学的な性」と「自認する性」が異なる生徒が、男女別の部門で大会に参加する際、氏名や学校名等が大会プログラム等により公表されることについて、当該生徒や保護者等の理解と同意が必要であること。
- (2) 当該中学校から問合せのあった地区中体連においては、当該生徒が日常生活において配慮されている内容や当該校の対応状況等について、当該学校長と十分に確認の上、道中体連に照会すること。

4 その他

道内の中学校長からの問合せ内容や日本中体連からの回答、文部科学省の通知、IOCの採択については別紙のとおり。

【北海道中学校体育連盟事務局】

住 所：札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館8階)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課内

担 当：事務局長 田中貴博

電 話：011-231-5757

E-mail：hokkaido-chutairen@do-jpa.com

ホームページ：`https://www.do-jpa.com/`

別紙

令和5年4月、道内の中学校長から、北海道中体連事務局あてに次のような問合せがあった。

【照会①】

- ・当該生徒は、新・中学1年生である。
- ・生まれた際の性は女性であるが、男性としての性を自認している。
- ・当該生徒は、男子〇〇〇部に所属し、中体連大会においても、男子〇〇〇の部で出場したいと考えているが、大会への出場は可能か。

【照会②】

- ・当該生徒は、新・中学1年生である。
- ・生まれた際の性は女性であるが、男性としての性を自認している。
- ・当該生徒は、●●●部に所属し、中体連大会においては、男子の部で出場したいと考えているが、大会への出場は可能か。

【日本中体連の回答（※令和5年4月12日）】

- 本件について、〇〇〇及び●●●の専門部長に連絡したところ不在であったが、急いでいるようだったので回答する。
- 日本中学校体育連盟では、LGBTについて、法的な根拠をもって規定はしていない。
- 基本的な考え方として、市町村が認めて、管内が認めて、北海道中体連が認め、北海道の代表として全国大会に出場する場合、日本中体連では、拒否することはない。
- LGBTについては、どうやったら大会に参加できるかという方向で考えていくべき事柄だと認識している。

【文部科学省の考え方】

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知。性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己認識（「性自認」と言う。）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされる。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められている。

なお、同通知の中で、文部科学省は、学校生活の各場面での支援の例として、運動部活動に関し、「自認する性別に係る活動への参加を認める」ことを例示している。一方で、「性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要」としている。

【IOCの枠組み】

2021年11月、IOCは理事会で、「公平で、包摂的、そして性自認や性の多様性に基づく差別のないIOCの枠組み (Framework on Fairness, Inclusion and Non-discrimination on the basis of gender identity and sex variations)」を採択した。

【はじめに】

(略) この枠組みでは、次に述べる2点を認識している。1点は、性自認や性の多様性にかかわらず、すべての人が、それぞれのニーズやアイデンティティが認識・尊重されるハラスメントのない安全な環境でスポーツを実践できるようにする必要性であり、もう1点は、すべての人（特にエリートレベルのアスリート）が、他の参加者に比べて不公平かつ不均衡な優位性を持つ参加者がいない、公正な競技大会に参加できることの重要性である。

(公益財団法人日本オリンピック委員会Webページから)